

平成 27 年度
第 2 回（仮称）権利擁護センター設立検討会
議事録

日 時：平成 27 年 10 月 29 日（木） 18：30～19：30

場 所：北広島市福祉センター 会議室

出席者（7 名）

◇（仮称）権利擁護センター検討会構成員

- 遠藤 隆子（市民後見人養成研修修了生）
- 大滝 和子（司法書士）
- 佐藤信一郎（北広島市にし高齢者支援センター 管理者）
- 高森 健（弁護士）
- 林 恭裕（北翔大学人間福祉学部 教授）
- 守谷 眞一（市民後見人養成研修修了生）
- 若狭 聡美（障がい生活支援センターみらい 管理者）

◇事務局

- | | |
|--------------|--------|
| 保健福祉部長 | 福島 政則 |
| 保健福祉部高齢者支援課長 | 三上 勤也 |
| 保健福祉部福祉課長 | 奥山 衛 |
| 保健福祉部高齢者支援課 | 浜山 かおり |
| 保健福祉部福祉課 | 柄澤 尚江 |
| 保健福祉部高齢者支援課 | 渡邊 篤広 |
| 保健福祉部福祉課 | 川又 洋火 |
| 保健福祉部高齢者支援課 | 五十嵐 陽子 |
| 保健福祉部高齢者支援課 | 角田 紘希 |

◇北広島市社会福祉協議会

- | | |
|------------------|-------|
| 北広島市社会福祉協議会事務局長 | 三熊 秀範 |
| 北広島市社会福祉協議会事務局次長 | 八町 史郎 |
| 北広島市社会福祉協議会 | 風間 公彦 |
| 北広島市社会福祉協議会 | 今 隆志 |

◇傍聴者 1 名

【開会】

【事業説明】

事務局：別紙資料をもとに（仮称）権利擁護センターの業務等について説明。

【質疑応答】

委員：市民後見人養成研修修了者への意向確認について、今は市民後見人として活動に協力することはできなくても、将来、活動に協力できるという方もいると思う。その場合は再度、意向確認を行うことを想定しているか。

事務局：現段階ではそこまでの想定はしていなかった。そういった方もいると思うので再度検討したい。

委員：市民後見人養成研修修了者が現在27名とのことだが、今後の事業展開を考えた時に相当数の市民後見人が必要になると思う。

委員：養成研修から月日が経つと、得た知識も薄れていく。いまは活動協力できないが、将来は活動協力できるという方へのフォローアップ体制をどうするか、その仕組みづくりを考えなければならない。

委員：市民後見人の雇用形態が委嘱であるという説明があったが、被後見人の財産や金銭を扱い、何らかの事故が発生することも想定される。我々（市民後見人）はどのような身分、資格をもとに、利用者（被後見人等）と接し、向き合えばよいのか。

事務局：市民後見人の活動中の事故については、保険への加入を必須とさせていただく。また、後見支援員の方には主に身上監護を担っていただくことを想定している。具体的には、後見支援員の方に、月1回～2回程度本人を訪問し、身体の様子、生活の状況を確認していただき、財産管理については法人後見事業を行う、委託先が実施する。

委員：委託先と市民後見人の関係において、市民後見人は非常勤扱いになるのか、それとも民生委員のように委嘱という扱いになるのか、身分について懸念を抱かれての質問だと思う。例えば、市民後見人を名乗り活動するのか、それとも違う呼称で活動するのか、身分証を発行するのかなど、そういったことも含めてだと思える。

事務局：この点については、事務局として結論には至っていない。法人後見の開始時期

や、受任要件についても検討中である。市民後見人の身分も含め今後検討しつつ、体制を構築していきたい。

委員：日常生活自立支援事業の生活支援員、法人後見事業における後見支援員の身分は、はっきりしている。ただ、市民後見人養成研修を修了し、市民後見人として登録した場合の身分の位置付けがどうなるのかということも、検討しなければならない。

委員：日常生活自立支援事業の生活支援員は社協とどういう関係なのか。

事務局：社協と個々に業務委託契約を締結しており委嘱、雇用関係ではない。

委員：法人後見事業における後見支援員も、同様の扱いになるのか。

事務局：今後研究、協議し回答したい。

委員：市民後見人の個人受任の場合、弁護士や司法書士や社会福祉士が受任するのと同じ責任が課せられることになる。司法書士はリーガルサポートという団体をつくり、リーガルサポートとして保険に加入し、事故等に備える仕組みを作っている。

委員：最初があくまで、法人後見事業のサポートとしての位置づけであり、そのサポートをしながら経験を積み、将来的に個人受任を行うという理解で間違いはないか。

事務局：あくまで独自の事業の枠組みのなかで活躍していただくことが大前提と考えている。経験を積み、将来的に個人受任を希望する方が出てきた場合のフォローアップ体制の構築は次の段階になると考える。

委員：後見支援員の活動において、専門員が支援計画を立て、その計画に従い後見支援員が支援するというイメージで良いのか。その専門員の位置付けは。

事務局：専門員を正職員として配置する予定である。

委員：先ほど、後見支援員は身上監護を担うと説明があったが、それだけでは済まないのが実情だと思う。財産管理と身上監護は切っても切れないというか、日常的な金銭管理が困難で、週に1回は生活費を届け、その際に困りごとを聞いてということを含めて支援しなければならないので、身上監護のみを後見支援員に依頼するというにはならないと思うが。

事務局：この点については、現時点では内部で検討をすすめている。4回目以降には回答できるように整理させていただきたい。

委員：身上監護と財産管理を分けて考えがちだが、身上監護には日常的な金銭管理が含まれ、財産管理は大きなお金の管理、いわば資産管理ということになると思う。これをどう定義し、枠組みを作っていくかが今後の課題となる。

委員：質問ではなく意見になるが4点述べさせていただきたい。

1点目、裁判所との協議を早めに開始した方がよい。札幌家裁の実績だと市民後見人の個人受任は年1件程度、社協の選任件数も10件程度しかないのが現状である。札幌家裁としても、社協を選任している実績が少ない中で、法人後見を開始したからといってすぐに選任がされるものでもないため、法人後見のメリットをアピールする意味においても早めに協議をした方がよい。

2点目、申立ての段階で面倒なのが診断書の取付けで、なかなか協力的ではない医者や医療機関も実際ある。また、病院に通っていない方や、精神障がいや病識がない方などは尚更診断書を手に入れるのが難しい。市内の医療機関への協力依頼も早期に実施することが望ましい。

3点目、市民後見人や窓口対応の専門員も含めた、内部研修の充実化の検討が必要である。

4点目、全国の家裁がいま最も敏感になっているのが、後見人による不祥事である。先ほど出ていた保険の話もこれに含まれると思うが、不祥事対策をこのように講じていると明示する必要があるし、この点を最も厚くアピールすることがスムーズな選任につながると考える。

委員：不祥事対策については、こういう場合には、このように対応すると明示できるようなマニュアルが必要になる。

事務局：家裁との協議については、年内に進められるようスケジュールを組んでいる。診断書の取付けについては、委託事業である普及啓発事業に医療機関への啓発も含めている。医療機関を普及啓発に含めたのは、診断書の取付けについて協力をいただきたいということも視野に入れ、協力機関を増やしていきたいという狙いもある。内部研修の充実については、内部だけでなく何らかの形で外部も含め研修が実施できるよう検討していきたい。最後に不祥事問題については、先進地の例も参考にしつつ、北広島版のマニュアルづくりを行う予定である。

委員：先ほどから「支援員」という言葉が出てくるが、「生活支援員」と「後見支援員」どちらのことを指すのか混乱するので、何かわかりやすい名称を考えられれば良いと思う。またセンター概要の細部は詰めるべき部分もあるが、ある程度、

フレームは見えてきたと思う。

委員：前回の報告を受け、施設利用者における後見ニーズについてはかなり細かく分析されていることは理解できた。しかし、一方で施設を利用しない者たち、地域の中で生活をしている者たちの後見ニーズが把握できると、より市内の全体像が見えてくると思う。個別ニーズを発掘するのは難しいことだが、今後、施設入所者以外の方のニーズ調査を行う考えはあるか。

事務局：前回報告したニーズ調査の高齢者ニーズについては、居宅介護支援事業所へも調査を実施している。障がい者ニーズも通所施設への調査を実施しているので、施設入所者に限ったニーズ調査ではないことは、ご理解いただきたい。

委員：制度が周知されないとニーズは表出しにくい。単身高齢者世帯が増加しているので、ニーズはあると思うが、センターが出来ても最初から周知が行き届くわけではないので難しい部分もあると思う。成年後見制度に関する相談が年間200件もあるのか少し心配な部分はある。制度の普及には相当な時間を要する。まずはしっかりと周知を行い、足固めが必要であると感じる。

委員：前回も同じような質問をしたが、現在北広島市保健福祉部にあるあらゆる相談窓口の機能を、そのままセンターに持っていくようなイメージなのか。

事務局：先ほどのニーズの話にも関わってくるが、市としては、後見ニーズがあるという前提のもとに、センター設立の準備をしている。そこで重要なのはニーズをどれだけ掘り起こしていくかということ。そのためには、関係機関との連携が重要ということも認識している。まだ具体的にお話することができない部分もあるが、関係機関との連携を意識しつつ体制を構築していきたい。

委員：センターへの相談は関係機関を介しての相談が多くなることが予想される。せっかくセンターができるからには利用したいと思うが、ただ実際に相談をした際、どちらが主体的に動くかなど、連携の仕方については協議が必要と感じる。

委員：連携しつつ、支援における役割分担も必要になってくる。

事務局：相談支援における基本的な話しになるが、関係機関を介しての相談が多いと思われる。ただ稀に、家族や親族から直接センターに相談が来た場合は、利用しているサービス内容を確認し、家族や親族へ了承を得た上で、サービス事業所等の関係機関と情報を共有し、支援を検討するような流れが想定される。

委員：今日出た課題について再度検討いただき、次回検討会までに整理をお願いしたい。他に質問、意見がないようなので以上で閉会とする。

記録者：北広島市社会福祉協議会 今 隆志